

なお、いわゆる基準看護を実施している医療機関に入院中の看護については、当該医療機関に勤務する看護従事者以外の者による看護は、特別の事情があると認められない限り、原則として必要な看護とは認められません。

看護を必要とするかどうかの判断は、医師が行うものですが、その期間は病状又は手術等の程度に応じた必要な期間に限られるので、看護を必要とする旨の医師の証明には、看護を必要とする期間も明示されていることが必要です。

また、看護婦等の往復旅費については、被災職員がその療養の地域から看護婦等を求めることができないため、やむを得ず当該地域以外から看護婦等を求めた場合であって、かつ、看護婦等の旅費を被災職員が負担した場合に、看護婦等の雇用期間を通じて1回に限り認められ、その額は看護婦等の居住地から被災職員の療養地までの間の1往復に要した額で実際に被災職員が負担した額が支給されます。

(6) 移 送

ア 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人夫賃及び宿泊料

イ 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費

ウ 独歩できない場合の介護付添に要する費用

エ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体搬送の費用

オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

なお、移送費についても、療養上必要、かつ、相当なものに限られるので、例えばバスで十分な症状であるのにタクシーを使用した場合、そのタクシー代は支給されません。通院費については、通勤手当等の他の給付と重複しない場合に限り療養補償の対象となります。

被災職員が自ら独歩できない場合の介護付添に要する費用については、給与を受けている者が付き添った場合は、付き添ったことによりその者が失った給与の額に相当する額とされ、その額が国家公務員等の旅費に関する法律別表第1に定める日当の最低額に満たない場合は、その最低額に相当する額とすることとされています（給与を受けていない者が付き添った場合も同様です）。

また、入・退院のための寝具、日用品等の運送費についても、「その他必要と認められる移送の費用」として支給されます。

6 長期療養者の調査

療養の開始後1年6か月を経過した日において負傷又は疾病が治っていない者は、「療養の現状等に関する報告書」 256 ページ を所属・任命権者を通じて基金支部に提出しなければなりません。

この報告書の提出については、基金支部から任命権者・所属を通じて通知することになっています。